

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社B営業所（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として勤務していた。

平成〇年〇月〇日午後5時40分頃、請求人は、8トントラックの荷台にフォークリフトを積み、取引先に届けるため四車線の一般道路を走行中、左側から飛び出してきた乗用車を避けるため、左サイドミラーを見ながら急ブレーキをかけたところ、首を強く捻り負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、翌〇日にY病院に受診したところ「頰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は平成〇年〇月〇日及び〇日の診療、薬剤に係る療養補償給付、同月〇日から〇日までの期間に係る休業補償給付を支給する旨の決定をした。

その後、請求人は同年〇月〇日の起床時に、気分が悪くなり、吐き気を感じたため会社を休業し、D医療センター（以下「医療センター」という。）に受診し、通院による療養を継続した。

請求人は、医療センターにおける療養は本件傷病によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に出現した症

状は本件傷病によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日に請求人に出現した症状が本件傷病によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、本件傷病と平成〇年〇月〇日に出現した症状との因果関係の有無について検討したが、本件災害の態様及び症状・治療の経緯に鑑み、E医師による「受傷から4か月経過しての症状の発現は一般的には考えにくく、当日の血圧も高く、これが原因とも考えられるが、本件受傷との関連は考えにくい。」旨の所見は妥当であると思料するものであり、平成〇年〇月〇日に出現した症状と本件傷病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(2) 再審査請求の理由、請求人の意見書及び公開審理における請求人の種々の主張について子細に検討するも、前記判断を左右するものは見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。